

65歳以上の人（第1号被保険者）の 介護保険料が改正されました。

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出された基準額をもとに年額保険料を決定しますが、介護給付費の伸びや新たに地域支援事業を始めることなどにより、平成18年度からの保険料を下表のように増額させていただくことになりました。ご理解くださるようお願いします。なお、介護保険料はみなさんの前年中の所得に応じて設定されますが、平成18年度から、所得が低い人の負担能力によりきめ細かく対応できるよう、保険料段階の見直しを行います。

下野市の所得段階別介護保険料（平成18～20年度）

段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	○老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税 ○生活保護の受給者	基準額×0.5	1,800円	21,600円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.5	1,800円	21,600円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外	基準額×0.75	2,700円	32,400円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）	基準額	3,600円	43,200円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	4,500円	54,000円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5	5,400円	64,800円

税制改正により保険料の所得段階が上がった場合

税制改正により、前年中の合計所得が125万円以下の老年者の方に対する住民税非課税措置が段階的に廃止されます。この税制改正の影響により所得段階区分が上がる人には、保険料負担の急激な増加を避けるため、保険料率を段階的に引き上げていく緩和措置がとられます。所得や住民税に関しては、税務課までお問い合わせください。（平成17年中の所得に対する住民税は、6月に確定します。）

問い合わせ先

税務課 ☎ 40 - 5554 高齢福祉課 ☎ 52 - 1115